

※※※
平成 26 年 第 1 回 東浦町議会定例会議案

平成 26 年 3 月 4 日 提出



目 次

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について ······	1
議案第1号 東浦町住民投票条例の制定について ······	2
議案第2号 東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について ·	6
議案第3号 東浦町附属機関設置条例の制定について ······	11
議案第4号 東浦町子ども・若者会議条例の制定について ······	13
議案第5号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について ······	15
議案第6号 東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について ······	18
議案第7号 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について ······	19
議案第8号 東浦町職員の退職手当基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について ······	21
議案第9号 東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正について ······	22
議案第10号 東浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について ······	23
議案第11号 東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について ······	24
議案第12号 東浦町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について ······	26
議案第13号 東浦町手数料条例の一部改正について ······	28
議案第14号 東浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について ······	31
議案第15号 東浦町福祉センター条例の一部改正について ······	32
議案第16号 東浦町要介護者介護手当支給条例の一部改正について ······	33
議案第17号 東浦町特別工業地区内の建築物の建築の制限に関する条例の一部改正について ······	34
議案第18号 東浦町営グラウンドの設置及び管理に関する条例及び東浦文化広場条例の一部改正について ······	37
議案第19号 東浦町学校給食センターの設置に関する条例の一部改正について ·	39
議案第20号 平成25年度東浦町一般会計補正予算(第4号) ······	別添
議案第21号 平成25年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) ···	別添
議案第22号 平成25年度東浦町土地取得特別会計補正予算(第3号) ······	別添
議案第23号 平成25年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) ···	別添
議案第24号 平成25年度東浦町下水道事業特別会計補正予算(第3号) ······	別添

議案第25号 平成25年度東浦町緒川駅東土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	別添
議案第26号 平成26年度東浦町一般会計予算	別添
議案第27号 平成26年度東浦町国民健康保険事業特別会計予算	別添
議案第28号 平成26年度東浦町土地取得特別会計予算	別添
議案第29号 平成26年度東浦町後期高齢者医療特別会計予算	別添
議案第30号 平成26年度東浦町下水道事業特別会計予算	別添
議案第31号 平成26年度東浦町緒川駅東土地区画整理事業特別会計予算	別添
議案第32号 平成26年度東浦町水道事業会計予算	別添
議案第33号 町道路線の認定について	40

同意第1号

・ 固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を平成26年5月1日から固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を
求める。

平成26年3月4日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

* * * * *

伊 部 正 城

* * * * *

提案理由

固定資産評価審査委員会委員長坂吉春氏が、平成26年4月30日任期満了となる
ことに伴い、その後任の委員を選任するため、提案するものである。

議案第1号

東浦町住民投票条例の制定について

東浦町住民投票条例を次のように定めるものとする。

平成26年3月4日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、町民に重大な影響を及ぼす町政に係る事項（以下「重要事項」という。）について、直接、町民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることにより、町民の町政への参加の一層の促進を図り、もって住民自治の推進に資することを目的とする。

(住民投票に付することができる重要事項)

第2条 住民投票に付することができる重要事項とは、町民に直接賛否を問う必要があると認められる事項であつて、町及び町民全体に直接の利害関係を有するものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、住民投票に付することができない。

- (1) 町の権限に属さない事項
- (2) 議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 専ら特定の町民又は地域にのみ関係する事項
- (4) 町の組織、人事、財務その他執行機関の内部事務処理に関する事項
- (5) 町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項

(住民投票の請求及び発議)

第3条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第19条に規定する選挙人名簿に登録が行われた日において当該選挙人名簿に登録されている者は、町政運営上の重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、町長に対して書面により住民投票を請求することができる。

2 前項に規定する署名に関する手続は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）に定める直接請求の手続の例による。

3 町議会は、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された町政運営上の重要事項について、町長に対して書面により住民投票を請求することができる。

4 町長は、町政運営上の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

5 町長は、第1項の規定による町民からの請求（以下「住民請求」という。）若しくは第3項の規定による議会からの請求（以下「議会請求」という。）があったとき、又は前項の規定により自ら住民投票を発議したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、東浦町選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）の委員長にそ

の旨を通知しなければならない。

6 町長は、住民請求又は議会請求があったときは、その請求の内容が前条第2項各号の規定に該当する場合を除き、住民投票の実施を拒否することができないものとする。

(住民投票の形式)

第4条 前条に規定する住民請求、議会請求及び町長の発議による住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は発議されたものでなければならない。ただし、住民投票に付そうとする事項が二者択一により難いものについては、3以上の選択肢から1を選択する形式によることができるものとする。

(住民投票の執行及び委任)

第5条 住民投票は、町長が執行するものとする。

2 町長は、地方自治法第180条の2本文の規定により、その権限に属する住民投票の実施及び管理に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(選挙管理委員会の事務)

第6条 選挙管理委員会は、前条第2項の規定により委任を受けた住民投票の管理及び執行に関する事務を行うものとする。

(投票資格者)

第7条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法第21条第1項の規定により町の選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。

(投票資格者名簿の調製等)

第8条 選挙管理委員会は、投票資格者について、投票資格者名簿を調製するものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の投票資格者名簿の調製について、公職選挙法第19条から第30条までに規定する選挙人名簿の調製をもってこれに代えることができる。この場合において、同法第27条第1項に規定する表示をなされた者は、投票資格者名簿に登録されていないものとみなす。

(住民投票の期日)

第9条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、選挙管理委員会に対して第3条第5項の規定による通知があった日から起算して90日を超えない範囲内で選挙管理委員会が定めるものとする。ただし、当該投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、愛知県の議会の議員若しくは知事の選挙又は本町の議会の議員若しくは町長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めることは、当該投票日を変更することができる。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により、投票日を定め、又は変更したときは、当該投票日の20日前までに告示しなければならない。

(投票所等)

第10条 投票所及び第14条に規定する期日前投票における投票所（以下「期日前投票所」という。）は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、投票日の5日前までに投票所を、前条第2項の規定による住民投票の告示の日（以下「告示日」という。）に期日前投票所をそれぞれ告示しなければならない。

（投票資格者名簿の登録及び投票）

第11条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、住民投票と同時に公職選挙法の規定に基づく選挙が行われた場合において、同法第42条第1項ただし書の規定により投票した者（その投票した日において町の区域内に住所を有している者に限る。）については、当該住民投票の投票をすることができる。

（投票の方法）

第12条 住民投票は、1人1票とし、秘密投票とする。

- 2 住民投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙の選択肢から1つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載して、これを投票箱に入れなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、投票管理者に申請し、点字投票又は代理投票をすることができる。

（投票所においての投票）

第13条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

（期日前投票等）

第14条 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

（無効投票）

第15条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を自ら記載しないもの
- (5) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (6) ○の記号を投票用紙のいずれの欄に記載したのか判別し難いもの
- (7) 白紙投票

（情報の提供）

第16条 町長は、住民投票を実施する際は、当該住民投票に関し必要な情報を広報その他適切な方法により広く町民に提供しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による情報の提供の際には、住民投票に付する事項についての選択肢を公平に扱わなければならない。

（投票運動）

第17条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等町民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(住民投票の成立要件等)

第18条 住民投票は、一の住民投票に付された事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者の総数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においても、当該投票における開票作業その他の作業は行うものとする。

(投票結果の告示等)

第19条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を町議会議長及び町長に報告しなければならない。

2 町長は、住民請求に係る住民投票について、前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに当該住民請求に係る代表者に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第20条 住民投票が成立した場合は、町民、町議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(再請求等の制限期間)

第21条 この条例による住民投票が実施された場合には、第19条第1項の規定による告示がされた日の翌日から起算して2年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同趣旨の事項について住民請求、議会請求及び町長による住民投票の発議を行うことができない。

(投票及び開票)

第22条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定により行われる本町の議会の議員又は町長の選挙の例による。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

住民投票制度を設けることにより、町政に係る重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、提案するものである。

議案第2号

東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について

東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例を次のように定めるものとする。

平成26年3月4日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、職員の法令等の遵守に関する基本的事項を定めることにより、町政運営の透明化と法治行政の確立を推進するとともに、職員の公正な職務の執行の確保を図り、もって町民全体の公益を保護し、町民の町政に対する信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令等 法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、本町の条例及び規則（規程を含む。）並びに本町の機関がその職務を執行するために定める基準をいう。
- (2) 職員 町の職員であつて地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員並びに同法第22条第5項の規定により臨時的に任用された者をいう。
- (3) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員

- イ 町が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者が行う当該契約に基づく事業に従事する者
- ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により町が指定した者が行う町の公の施設の管理業務に従事する者

- (4) 公益目的通報 職員等について次に掲げる事実（通報する者が受けた処分その他の措置に係るものその他専ら通報する者又は特定のものの私的利害に係るもの（除く。）が生じ、又は生ずるおそれがある旨を、この条例の定めるところにより、通報すること（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。）をいう。

ア 職員等の職務の執行に関する事実であつて、法令等に違反するもの。ただし、裁量処分に係る事実にあっては、裁量権の範囲を超える、又はその濫用がある場合に限る。

イ 町民の生命、健康又は財産に重大な影響を与えるおそれのある事実
ウ その他町民の利害等公益に反するおそれのある事実

- (5) 不当要求行為 職員等以外の者が職員等に対して行う当該職員等の職務に関する要望、請求、要請その他名称のいかんを問わず職員等の作為又は不作為を求める

る一切の行為(職員等が職務でなく他の職員等に対して行うものを含む。)のうち、次に掲げるものをいう。

ア 正当な理由なく次に掲げることを求める行為

- (ア) 特定のものに対して著しく有利な取扱い又は不利な取扱いをすること。
- (イ) 特定の者に対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げる

こと。

- (ウ) 職務上知り得た秘密を漏らすこと。

- (エ) 執行すべき職務を行わないこと。

イ 本町が当事者となる契約において、本町以外の契約の当事者に不当な利益が生ずるよう契約の対価又は条件を操作することを求める行為

ウ ア及びイに掲げるもののほか、法令等に違反することを行うことを求める行為

エ 職員等の公正な職務の執行を妨げることが明白である行為

オ 暴力、乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段を伴う行為

(職員の基本的心構え)

第3条 職員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でないことを深く自覚し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、町職員としてふさわしい品位と能力を養い、良識ある行動を常に心がけなければならない。

3 職員は、町を愛する心を持ち、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に全力で取り組まなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、職務の遂行に当たっては、正当な理由なく、一部のものに対して有利な取扱い又は不利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に町民の立場に立って、公正かつ誠実にこれを遂行しなければならない。

2 職員は、自らの行動が町全体の信用に影響を及ぼすことを自覚し、職務上の権限の行使に当たっては、職務上の地位を自ら又は特定のものの私的な利益のために用いる等町民の疑惑や不信を招く行為をしてはならない。

3 職員は、行政の執行に関する法令等だけでなく、特に自らの職務に関連する法令等に精通するように努め、職務を適正に執行しなければならない。

4 職員は、職務に関する情報を適正に管理することにより、公正な職務の執行を損なわないようにしなければならない。

5 職員は、法令等の規定に基づくその職務の執行を全うするとともに、その結果を町民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。

6 職員は、職務の執行における手続の明確化及び町政運営の透明化を図るために、施策の意思決定の内容及び過程を適正に記録するよう努めなければならない。

(管理監督者の責務)

第5条 職員を管理し、又は監督する地位にある職員は、その地位の重要性を自覚し、

部下職員の公正な職務の執行の確保に努め、部下職員に対し、倫理の保持及び法令等の遵守のために必要な指導及び援助を行うとともに、職員の倫理の保持及び法令等の遵守に関する取り組む施策において中心的な役割を果たさなければならない。

(任命権者の責務)

第6条 任命権者（地方公務員法第6条に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、法令等を率先して遵守するとともに、町民の信託に応えるために、町民全体の公益の増進を目指し、議会と連携しながら、透明性の高い、公正な町政の運営に取り組まなければならない。

2 任命権者は、その権限の下にある組織において法令等の遵守及び倫理の保持が図られるよう、効果的な研修の実施、体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

(町民の責務)

第7条 町民は、公益目的通報を行おうとするときは、町民全体の公益を保護するためにこれを行わなければならず、専ら自ら又は特定のものの私的利害を追求することとなるような目的のためにこれを行ってはならない。

2 町民は、不当要求行為により職員の公正な職務の執行を妨げないようにしなければならない。

(外部監察員)

第8条 町長は、公益目的通報及び不当要求行為に適切に対処するため、第4項各号に掲げる役務の提供を受けることを目的とする契約（以下「外部監察契約」という。）を締結しなければならない。

2 町が外部監察契約を締結することができる者は、地方公共団体における法令等の遵守に関し優れた識見を有する者であつて弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）であるものとする。

3 外部監察契約の期間は、3年とする。ただし、外部監察契約は、更新することができる。

4 外部監察契約を締結し、かつ、当該契約の期間内にある者（以下「外部監察員」という。）は、次に掲げる職務に従事する。

(1) 公益目的通報の受付、第2条第4号に掲げる事実（以下「通報対象事実」という。）の調査に対する助言、通報対象事実の是正措置等に関する協議及び支援並びに通報対象事実の調査及び是正措置等の結果の通知に関すること。

(2) 公益目的通報に伴う不利益取扱いに係る申出の受付、当該不利益取扱いの事実の調査に対する助言、当該不利益取扱いの是正措置等に関する協議及び支援並びに当該不利益取扱いの事実の調査及び是正措置等の結果の通知に関すること。

(3) 不当要求行為に対する措置についての協議及び支援に関すること。

5 外部監察員は、独立して職務を行う。

6 外部監察員は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、公正な職務の執行の確保のために必要な事項について、任命権者に対し意見を

述べることができる。

7 外部監察員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。外部監察員でなくなった後も同様とする。

(公益目的通報)

第9条 職員等及び町民は、通報対象事実が生じ、又は生ずるおそれがあると思料するときは、東浦町コンプライアンス委員会（規則で定める内部組織をいい、以下「委員会」という。）又は外部監察員に文書又は口頭で公益目的通報をすることができる。

2 公益目的通報は、氏名及び住所を明らかにして行わなければならない。ただし、通報対象事実があると信ずるに足りる相当な根拠を示したときは、匿名で公益目的通報を行うことができる。

3 外部監察員は、公益目的通報を受けた場合は、その旨を委員会に通知するものとする。この場合において、外部監察員は、必要な助言を行うことができる。

4 委員会は第1項の公益目的通報を受けたとき又は前項の通知を受けたときは直ちに通報対象事実に係る調査を行い、外部監察員に意見を求めた上でその結果を、速やかに任命権者に報告しなければならない。

5 任命権者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、通報対象事実があつたかどうかについて決定するものとする。

6 任命権者は、前項の規定により通報対象事実があると決定しようとするときは、あらかじめ、次項の規定による措置が講じられるべき者にその理由を通知し、弁明の機会を与えるなければならない。

7 任命権者は、第5項の規定により、通報対象事実があると決定した場合は、当該通報対象事実に係る行為のは正のために必要な措置、法令等に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他の適当な措置を講じなければならない。

8 任命権者は、第5項の規定による決定をしたとき又は前項に規定する措置を講じたときは、委員会にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該公益目的通報が外部監察員の受け付けたものであるときは、委員会は、外部監察員にその旨を通知しなければならない。

9 委員会及び外部監察員は、自らが受け付けた公益目的通報に係る前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公益目的通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による公益目的通報であるとき又は公益目的通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

(不利益取扱いの禁止等)

第10条 何人も、公益目的通報者及び公益目的通報に係る通報対象事実の調査に協力した者（以下「公益目的通報者等」という。）に対して公益目的通報をしたこと又は公益目的通報に係る通報対象事実の調査に協力したことの理由としていかなる不利益な取扱いをしてはならない。

2 公益目的通報者等は、公益目的通報をしたこと又は公益目的通報に係る通報対象事実の調査に協力したことの理由として、不利益な取扱いを受け、又は受けるおそ

れがあると思料するときは、委員会又は外部監察員にその旨の申出をすることができる。

- 3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による不利益取扱いに係る申出を受けた場合及び調査について準用する。
- 4 任命権者（不利益取扱いの申出の内容が、所掌の範囲外の事項にあっては、町長）は、通報対象事実に関して前項において準用する前条第4項の規定による報告を受けた場合において、公益目的通報者等が公益目的通報をしたこと又は公益目的通報に係る通報対象事実の調査に協力したことにより不利益な取扱いを受け、又は受けたおそれがあると認めたときは、速やかに是正又は防止のための必要な措置を講じなければならない。

（不当要求行為への対処等）

第11条 職員は、不当要求行為があったときは、口頭その他適当な方法により速やかに任命権者に報告を行うものとする。

- 2 任命権者は、前項の報告を受けたときは、不当要求行為を行った者（以下「要求者」という。）に対し、当該不当要求行為の中止の警告、捜査機関への告発その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 任命権者は、前項の規定による措置を行った場合において、その後も当該不当要求行為が繰り返し行われるときは、当該要求者の氏名又は名称、当該不当要求行為の内容その他必要と認める事項を公表することができる。
- 4 任命権者は、前2項の規定による措置を講ずる場合において、委員会に協議するものとする。
- 5 委員会は、前項の協議において、必要があると認めるときは、外部監察員に支援を求めることができる。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる公益目的通報及び不当要求行為について適用する。

提案理由

職員の法令等の遵守に関する基本的事項を定めることにより、町政運営の透明化と法治行政の確立を推進するとともに、職員の公正な職務の執行の確保を図り、もって町民全体の公益を保護し、町民の町政に対する信頼を確保するため、提案するものである。

議案第3号

東浦町附属機関設置条例の制定について

東浦町附属機関設置条例を次のように定めるものとする。

平成26年3月4日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町附属機関設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるものを除くほか、町の執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置く。

(委任)

第2条 この条例に定めるもののほか、前条の附属機関の組織及び運営に関する必要な事項は、附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

執行機関	名称	所掌事務
町長	東浦町男女共同参画推進委員会	男女共同参画の計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務
	東浦町障害者計画・障害福祉計画推進委員会	障害者計画及び障害福祉計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務
	東浦町高齢者福祉推進協議会	老人福祉計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務
	東浦町老人ホーム入所判定委員会	老人ホームの入所措置に係る要否判定（継続入所に係る要否判定を含む。）に関する事項についての審査に関する事務
	東浦町地域福祉推進委員会	地域福祉計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務
教育委員会	東浦町教育支援委員会	心身に障害のある児童、生徒及び幼児に対する適切な就学指導及び教育支援に関する事項についての調査審議に関する事務

提案理由

東浦町男女共同参画推進委員会等を附属機関として設置するため、提案するものである。

議案第4号

東浦町子ども・若者会議条例の制定について

東浦町子ども・若者会議条例を次のように定めるものとする。

平成26年3月4日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町子ども・若者会議条例

(設置)

第1条 子ども及び若者に関する施策を総合的に推進するため、次に掲げる規定に規定する合議制の機関として、東浦町子ども・若者会議（以下「子ども・若者会議」という。）を置く。

- (1) 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項
- (3) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項

(所掌事務)

第2条 子ども・若者会議は、町長又は教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事務
- (2) 次世代育成支援対策推進法第21条第1項に規定する措置について協議を行うこと。
- (3) 子ども・若者育成支援推進法第20条第1項に規定する情報の交換及び協議を行うこと。
- (4) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 子ども・若者会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 公募により選考された者
- (5) 町の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・若者会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・若者会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・若者会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 子ども・若者会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・若者会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 子ども・若者会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・若者会議の庶務は、健康福祉部児童課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・若者会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・若者会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(東浦町青少年問題協議会条例の廃止)
- 2 東浦町青少年問題協議会条例（昭和29年東浦町条例第46号）は廃止する。

提案理由

東浦町子ども・若者会議を設置するため、提案するものである。

議案第5号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

平成26年3月4日提出

東浦町長 神谷明彦

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(東浦町子ども医療費支給条例の一部改正)

第1条 東浦町子ども医療費支給条例(昭和48年東浦町条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(受給資格者)	(受給資格者)
第3条 略	第3条 略
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。 (1) 略 (2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)</u> による支援給付を受けている者 (3) 及び (4) 略	2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。 (1) 略 (2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)</u> による支援給付を受けている者 (3) 及び (4) 略

(東浦町障害者医療費支給条例の一部改正)

第2条 東浦町障害者医療費支給条例(昭和48年東浦町条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(適用除外)	(適用除外)
第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受	第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受

給資格者としない。 (1) 及び (2) 略 (3) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u> （平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者 (4) 及び (5) 略	給資格者としない。 (1) 及び (2) 略 (3) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律</u> （平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者 (4) 及び (5) 略
--	---

（東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部改正）

第3条 東浦町母子家庭等医療費支給条例（昭和53年東浦町条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(受給資格者) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</u> (1) から (3) まで 略 (4) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u> （平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者 (5) 及び (6) 略 3 略	(受給資格者) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>次のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</u> (1) から (3) まで 略 (4) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律</u> （平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者 (5) 及び (6) 略 3 略

（東浦町精神障害者医療費支給条例の一部改正）

第4条 東浦町精神障害者医療費支給条例（平成20年東浦町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(適用除外) 第5条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。 (1) 及び (2) 略 (3) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律</u> （平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者	(適用除外) 第5条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。 (1) 及び (2) 略 (3) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律</u> （平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

<u>進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）</u> による支援給付を受けている者 (4) 及び (5) 略	<u>進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）</u> による支援給付を受けている者 (4) 及び (5) 略
---	---

附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、提案するものである。

議案第6号

東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成26年3月4日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年東浦町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
職名	報酬の額		職名	報酬の額	
教育委員会委員長の項から給食センター運営委員会委員の項まで 略			教育委員会委員長の項から給食センター運営委員会委員の項まで 略		
<u>図書館協議会委員</u>	日額	10,000円	<u>図書館協議会委員</u>	日額	10,000円
<u>放置自動車廃物判定委員会委員</u>	日額	10,000円	<u>青少年問題協議会委員</u>	日額	10,000円
<u>指定管理者選定委員会委員</u>	日額	10,000円	<u>放置自動車廃物判定委員会委員</u>	日額	10,000円
<u>子ども・若者会議委員</u>	日額	10,000円	その他の非常勤の職員の項 略		
その他の非常勤の職員の項 略			その他の非常勤の職員の項 略		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

東浦町指定管理者選定委員会及び東浦町子ども・若者会議を設置し、東浦町青少年問題協議会を東浦町子ども・若者会議に統合するため、提案するものである。

議案第7号

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成26年3月4日提出

東浦町長 神谷明彦

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例（昭和38年東浦町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の題名及び条を改正後の欄の題名及び条に改める。

改正後	改正前
<p><u>災害応急対策等のため派遣された職員に対する災害派遣手当等の支給に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第2条 派遣職員が住所又は居所を離れ</p>	<p><u>災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第2条 派遣職員が住所又は居所を離れ</p>

<p>て東浦町内に滞在することを要するときは、当該派遣職員に対し、別表に掲げる区分により<u>災害派遣手当等</u>を支給する。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第3条 前条に規定する<u>災害派遣手当等</u>の支給方法は、東浦町職員に支給される諸手当の例による。</p>	<p>て東浦町内に滞在することを要するときは、当該派遣職員に対し、別表に掲げる区分により<u>災害派遣手当</u>を支給する。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第3条 前条に規定する<u>災害派遣手当</u>の支給方法は、東浦町職員に支給される諸手当の例による。</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、提案するものである。

議案第8号

東浦町職員の退職手当基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

東浦町職員の退職手当基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成26年3月4日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町職員の退職手当基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の退職手当基金の設置及び管理に関する条例（昭和41年東浦町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(設置) 第2条 本町は、 <u>東浦町職員の退職手当に関する条例（昭和45年東浦町条例第24号）</u> に規定する退職手当の支給を円滑に行うため、東浦町職員の退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。	(設置) 第2条 本町は、 <u>東浦町職員の退職手当に関する条例（昭和39年東浦町条例第18号）</u> に規定する退職手当の支給を円滑に行うため、東浦町職員の退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

引用する条例の条例番号を整理するため、提案するものである。

議案第9号

東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正について

東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成26年3月4日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の退職手当に関する条例（昭和45年東浦町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(特別職の職員等の退職手当)	(特別職の職員等の退職手当)
第6条 町長、副町長及び教育長（以下「特別職の職員等」という。）が退職した場合の退職手当の額は、退職の日における給料月額に次の各号に定めるその者の割合を乗じて得た額に勤続月数を乗じて得た額とする。	第6条 町長、副町長及び教育長（以下「特別職の職員等」という。）が退職した場合の退職手当の額は、退職の日における給料月額に次の各号に定めるその者の割合を乗じて得た額に勤続月数を乗じて得た額とする。
(1) 町長 1月につき <u>100分の39.2</u>	(1) 町長 1月につき <u>100分の45</u>
(2) 副町長〃 <u>100分の23.5</u>	(2) 副町長〃 <u>100分の27</u>
(3) 教育長〃 <u>100分の15.7</u>	(3) 教育長〃 <u>100分の18</u>
2及び3 略	2及び3 略

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

提案理由

東浦町特別職報酬等審議会の答申等を踏まえ、特別職の職員等の退職手当の支給水準を引き下げるため、提案するものである。

議案第 10 号

東浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
東浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 3 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

東浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年東浦町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1) 社会福祉法人東浦町社会福祉協議会 (2) 公益社団法人東浦町シルバー人材センター ^{（3）愛知県農業共済組合} 2 略	(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1) 社会福祉法人東浦町社会福祉協議会 (2) 公益社団法人東浦町シルバー人材センター 2 略

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

職員の派遣先に、愛知県農業共済組合を加えるため、提案するものである。

議案第 11 号

東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 3 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年東浦町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(報告事項)	(報告事項)
第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。	第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。
(1) 職員の任免及び職員数に関する状況	(1) 職員の任免及び職員数に関する状況
(2) 職員の給与の状況	(2) 職員の給与の状況
(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
<u>(4) 職員の休業の状況</u>	<u>(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況</u>
<u>(5) 職員の分限及び懲戒処分の状況</u>	<u>(5) 職員の服務の状況</u>
<u>(6) 職員の服務の状況</u>	<u>(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u>
<u>(7) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u>	<u>(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況</u>
<u>(8) 職員の福祉及び利益の保護の状況</u>	<u>(8) その他町長が必要と認める事項</u>
<u>(9) その他町長が必要と認める事項</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、提案するものである。

議案第 12 号

東浦町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について

東浦町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 3 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

東浦町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 24 年東浦町条例第 19 号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の選定)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 町長は、前項の規定により指定管理者を選定するに当たっては、あらかじめ、第 14 条第 1 項に規定する東浦町指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならぬ。</u></p> <p><u>(東浦町指定管理者選定委員会)</u></p> <p><u>第 14 条 町長の諮問に応じ、指定管理者の選定及び指定後の管理運営状況の評価について調査審議するため、東浦町指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 委員会は、委員 6 人以内で組織する。</u></p> <p><u>3 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱又は任命する。</u></p> <p><u>（1）識見を有する者</u></p> <p><u>（2）公募により選考された者</u></p> <p><u>（3）町の職員</u></p> <p><u>4 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし</u></p>	<p>(指定管理者の選定)</p> <p>第4条 略</p>

てはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(教育委員会の公の施設への適用)

第15条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第10条まで、第12条、**第13条及び前条第1項**中「町長」とあるのは「教育委員会」と、第2条、第3条、第7条、第8条及び次条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第16条 略

(教育委員会の公の施設への適用)

第14条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第10条まで、第12条**及び前条**中「町長」とあるのは「教育委員会」と、第2条、第3条、第7条、第8条及び次条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第15条 略

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

東浦町指定管理者選定委員会を設置することで、指定管理者の選定及び指定後の管理運営状況の評価について統一した調査審議を行うため、提案するものである。

議案第 13 号

東浦町手数料条例の一部改正について

東浦町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 3 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町手数料条例の一部を改正する条例

東浦町手数料条例（昭和 59 年東浦町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後						改正前					
別表第 1 (第 3 条関係)						別表第 1 (第 3 条関係)					
手数 料の 名称	区分	単位	金額	徴収 の時 期	備考	手数 料の 名称	区分	単位	金額	徴収 の時 期	備考
印鑑登録証明書の交付手数料の項から 町備付けの公簿、公文書、図面等の閲 覧手数料の項まで 略						印鑑登録証明書の交付手数料の項から 町備付けの公簿、公文書、図面等の閲 覧手数料の項まで 略					
複写 手数 料	A 3 判以 下の もの	1 枚 につ き	10 円	交付 のと き	町長 が必 要と 認め たも のに 限 る。	複写 手数 料	A 3 判以 下の もの	1 枚 につ き	10 円	交付 のと き	町長 が必 要と 認め たも のに 限 る。
	A 3 判を 超え るも の	1 枚 につ き	100 円	交付 のと き	たも のに 限 る。		A 3 判を 超え るも の	1 枚 につ き	100 円	交付 のと き	たも のに 限 る。
印刷 手数 料	A 0 ロー ル紙	1 メ ート ルに つき	150 円	交付 のと き	1 町長 が必 要と 認め たも のに 限 る。 2 1 メ						

一ト
ル未
満の
場合
又は
1メ
ート
ル未
満の
端数
があ
る場
合は、
1メ
ート
ルと
して
計
算
す
る。

軽度生活援助利用手数料の項及び養護老人ホームへの老人短期入所手数料の項 略

<u>生 き が い</u>	<u>1回 につ き</u>	<u>500 円以 内</u>	<u>利 用 月の 翌月 末日 まで</u>	<u>1月 単位 をも って 計算 した 額</u>
<u>活 動 支 援</u>				
<u>通 所 利 用</u>				
<u>手 数 料</u>				

軽度生活援助利用手数料の項及び養護老人ホームへの老人短期入所手数料の項 略

<u>生 き が い</u>	<u>1回 につ き</u>	<u>500 円以 内</u>	<u>利 用 月の 翌月 末日 まで</u>	<u>1月 単位 をも って 計算 した 額</u>
<u>配 食</u>				
<u>サ ー ビ ス</u>				
<u>利 用 手 数 料</u>				
<u>1 食 につ き</u>	<u>300 円</u>			
<u>利 用 月の 翌月 末日 まで</u>				

						料					した 額
徘徊高齢者家族支援事業専用端末機利 用手数料の項から優良住宅新築認定申 請手数料の項まで 略						徘徊高齢者家族支援事業専用端末機利 用手数料の項から優良住宅新築認定申 請手数料の項まで 略					

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に利用した配食サービスに係る手数料については、なお従前
の例による。

提案理由

印刷手数料を定め、配食サービス利用手数料を削るため、提案するものである。

議案第 14 号

東浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
について

東浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 3 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

東浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和 39 年東浦町条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上
団長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円
副団長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円
分団長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円
副分団長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円
部長及び 班長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円
団員	200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円

附 則

- この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の東浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

提案理由

消防団員の待遇を改善するため、提案するものである。

議案第 15 号

東浦町福祉センター条例の一部改正について

東浦町福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 3 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町福祉センター条例の一部を改正する条例

東浦町福祉センター条例（平成 5 年東浦町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(業務) 第2条 福祉センターは、次に掲げる業務を行う。 (1) から (3) まで 略 (4) <u>各種福祉団体の育成に関すること。</u> (5) 及び (6) 略	(業務) 第2条 福祉センターは、次に掲げる業務を行う。 (1) から (3) まで 略 (4) <u>各種福祉団体の育成及びボランティア意識の高揚に関すること。</u> (5) 及び (6) 略

附 則

この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

東浦町総合ボランティアセンターを設置することに伴い、所要の規定を整備するため、提案するものである。

議案第 16 号

東浦町要介護者介護手当支給条例の一部改正について

東浦町要介護者介護手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 3 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町要介護者介護手当支給条例の一部を改正する条例

東浦町要介護者介護手当支給条例（平成 7 年東浦町条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(支給要件) 第3条 手当は、要介護者の親族及びその配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であって、当該要介護者を介護している者（以下「介護者」という。）に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、手当を支給しない。 (1) から (3) まで 略 (4) 要介護者が、法 <u>第8条第19項</u> に規定する共同生活を営むべき住居に居住しているとき。	(支給要件) 第3条 手当は、要介護者の親族及びその配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であって、当該要介護者を介護している者（以下「介護者」という。）に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、手当を支給しない。 (1) から (3) まで 略 (4) 要介護者が、法 <u>第8条第18項</u> に規定する共同生活を営むべき住居に居住しているとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

引用する法律の条項を整理するため、提案するものである。

議案第 17 号

東浦町特別工業地区内の建築物の建築の制限に関する条例の一部改正について

東浦町特別工業地区内の建築物の建築の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 3 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町特別工業地区内の建築物の建築の制限に関する条例の一部を改正する条例

東浦町特別工業地区内の建築物の建築の制限に関する条例(平成 25 年東浦町条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(適用区域) <u>第 2 条 この条例の適用区域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特別工業地区に係る都市計画の決定の告示があった区域とする。</u>	
(建築の制限) <u>第 3 条 特別工業地区内においては、別表左欄に掲げる名称の区分に応じ、同表右欄に掲げる建築物を建築してはならない。</u>	(建築の制限) <u>第 2 条 特別工業地区内においては、住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿は、建築してはならない。ただし、特別工業地区内に立地する工場の従業員のための長屋、共同住宅又は寄宿舎を建築する場合は、この限りでない。</u>
(建築物の敷地が特別工業地区の内外にわたる場合の措置) <u>第 4 条 建築物の敷地が特別工業地区の内外にわたる場合において、その敷地の過半が別表左欄のいずれかの地区に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、敷地の過半の属する地区内における前条の規定を適用する。</u>	
(罰則) <u>第 5 条 次の各号のいずれかに該当する</u>	(罰則) <u>第 3 条 次の各号のいずれかに該当する</u>

<p>者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第3条</u>の規定に違反した場合における当該建築物の建築主</p> <p>(2) 法第87条第2項において準用する<u>第3条</u>の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者 (両罰規定)</p> <p>第6条 略</p>	<p>者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>前条</u>の規定に違反した場合における当該建築物の建築主</p> <p>(2) 法第87条第2項において準用する<u>前条</u>の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者 (両罰規定)</p> <p>第4条 略</p>
--	--

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

名称	建築してはならない建築物
<p>東浦工業団地地区</p>	<p>1 住宅（次に掲げるものを除く。）</p> <p>（1）東浦工業団地地区内に立地する事業所の管理人の居住の用に供する住宅で、延べ面積が125平方メートル以下であり、かつ、事業所の延べ面積以下のもの</p> <p>（2）住宅以外の用途を兼ねる住宅で、住宅部分の床面積の合計が125平方メートル以下であり、かつ、延べ面積の2分の1以下のもの</p> <p>（3）東浦工業団地地区内に立地する事業所の従業員の居住の用に供する長屋</p> <p>2 共同住宅及び寄宿舎（東浦工業団地地区内に立地する事業所の従業員の居住の用に供するものを除く。）</p> <p>3 下宿</p>
<p>南栄町地区</p>	<p>1 住宅（次に掲げるものを除く。）</p> <p>（1）南栄町地区若しくは南栄町地区に隣接する町が告示した特別工業地区以外の特別工業地区（以下「隣接地区」という。）内に立地し、又は南栄町地区と隣接地区の区域内にまたがって立地する事業所（以下「南栄町地区等に立地する事業所」という。）の管理人の居住の用に供する住宅で、延べ面積が125平方メートル以下であり、かつ、事業所の延べ面積以下のもの</p> <p>（2）住宅以外の用途を兼ねる住宅で、住宅部分の床面積の合計が125平方メートル以下であり、かつ、延べ面積の2分の1以下のもの</p> <p>（3）南栄町地区等に立地する事業所の従業員の居住の用に供する長屋</p> <p>2 共同住宅及び寄宿舎（南栄町地区等に立地する事業所の従業員の居住の用に供するものを除く。）</p> <p>3 下宿</p>

附 則

- 1 この条例は、特別工業地区（南栄町地区に限る。）に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく告示の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

特別工業地区となる南栄町地区の建築物の建築を制限するため、提案するものである。

議案第 18 号

東浦町営グラウンドの設置及び管理に関する条例及び東浦文化広場条例
の一部改正について

東浦町営グラウンドの設置及び管理に関する条例及び東浦文化広場条例の一部を改
正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 3 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町営グラウンドの設置及び管理に関する条例及び東浦文化広場条例
の一部を改正する条例

(東浦町営グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町営グラウンドの設置及び管理に関する条例（昭和 53 年東浦町条例第
13 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後	改正前
別表第 2 (第 6 条関係) 表 略 備考	別表第 2 (第 6 条関係) 表 略 備考
1 東浦町営第 1 グラウンド、東浦町営 北部グラウンド、東浦町営西部グラウ ンド及び東浦町営南部グラウンドを 2 分の 1 の範囲内で利用する場合は、使 用料の額は、 <u>2 分の 1 の額 (当該額に</u> <u>10 円未満の端数が生じた場合は、その</u> <u>端数を切り捨てた額)</u> とする。	1 東浦町営第 1 グラウンド、東浦町営 北部グラウンド、東浦町営西部グラウ ンド及び東浦町営南部グラウンドを 2 分の 1 の範囲内で利用する場合は、使 用料の額は、 <u>2 分の 1 の額</u> とする。
2 及び 3 略	2 及び 3 略

(東浦文化広場条例の一部改正)

第 2 条 東浦文化広場条例（昭和 58 年東浦町条例第 6 号）の一部を次のように改正
する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後	改正前
別表 (第 6 条関係) 表 略 備考	別表 (第 6 条関係) 表 略 備考
1 略	1 略
2 東浦町体育館の主競技場を 2 分の 1 の範囲内で利用する場合は、使用料及	2 東浦町体育館の主競技場を 2 分の 1 の範囲内で利用する場合は、使用料及

<p>び電灯使用料の額は、<u>2分の1の額</u> <u>(当該額に 10 円未満の端数が生じた</u> <u>場合は、その端数を切り捨てた額)</u> と する。</p> <p>3 及び 4 略</p>	<p>び電灯使用料の額は<u>2分の1</u>とする。</p> <p>3 及び 4 略</p>
--	---

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

使用料の額に 10 円未満の端数が生じた場合の端数処理を定めるため、提案するものである。

議案第 19 号

東浦町学校給食センターの設置に関する条例の一部改正について

東浦町学校給食センターの設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 3 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町学校給食センターの設置に関する条例の一部を改正する条例

東浦町学校給食センターの設置に関する条例（昭和 47 年東浦町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(名称及び位置) 第 2 条 給食センターの名称及び位置 は、 <u>次の</u> とおりとする。 <u>(1) 名称 東浦町学校給食センター</u> <u>(2) 位置 東浦町大字緒川字三ツ池一 区 7 番地</u>	(名称及び位置) 第 2 条 給食センターの名称及び位置 は、 <u>別表</u> のとおりとする。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

東浦町第 1 学校給食センター及び東浦町第 2 学校給食センターを廃止し、新たに東浦町学校給食センターを開設するため、提案するものである。

議案第 33 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

平成 26 年 3 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路 線 名	起 点 (地 先)	重要な経過地
		終 点 (地 先)	
5178	生路 178 号線	東浦町大字生路字前田 27 番 11 東浦町大字生路字前田 62 番 3	

提案理由

都市計画法による開発行為により道路が築造整備されたことから、新たな道路として認定するため、提案するものである。